



2015

季刊 年4回(1月/4月/7月/10月)発行

臨時号

「くおん」についてのご意見、ご感想をお待ちしております

発行・編集：北区教育委員会「くおん」編集委員会
〒114-8546 東京都北区滝野川 2-52-10 TEL.3908-9279
メールアドレス kuon@city.kita.lg.jp

北区教育ビジョン2015 特集

いじめ防止条例



町会・自治会では^{かいらん}回覧でお読みください

教育ビジョン2015を策定しました

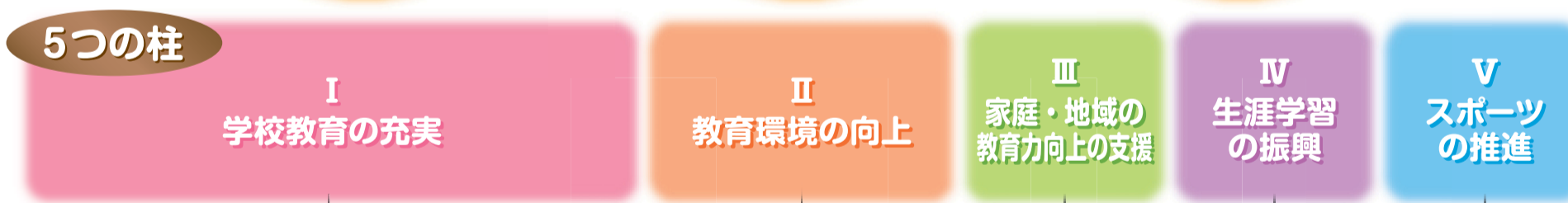
教育を取り巻く環境の変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、北区教育ビジョン2015では、「個の成長(まなび)」「協働と貢献(ささえ)」「継承と循環(つなぐ)」の3つを施策全体を貫く視点として掲げ、今後5年間に重点的に取り組むべき、学校教育分野・生涯学習分野・スポーツ分野の基本的な方向性と主な施策を明確にしました。

北区教育ビジョン2015の施策体系



目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とします。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指していきます。



子どもの育ちや学びの連続性を大切にしたい 「生きる力」を育む学校教育を充実させます。



きらきら0年生応援プロジェクト

取組の
方向
1

0歳からの育ち・学びを支える

地域と一体となった教育を推進し、就学前教育・保育の充実に努めます。
また、将来を見据えた小中一貫教育の推進を図ります。

サブファミリーによる特色ある教育の推進 きらきら0年生応援プロジェクト
区立認定こども園の整備 教育委員会事務局と子ども家庭部との組織再編の検討
小中一貫教育の推進 小中一貫校の検討

取組の
方向
2

確かな学力を保證する

基礎的な知識及び技能の確実な定着・問題解決能力の育成に努めます。
学校図書館を充実させ、読書活動を推進していきます。

学力向上サポートチームによる学習支援・つますきゼロプランの実施 夢サポート事業
中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室 魅力ある学校図書館づくり事業

取組の
方向
3

豊かな心を育む

心の教育や道徳教育を推進し、体験活動を充実させ、いじめを根絶します。

人権教育・道徳教育の充実 北区いじめ防止条例の周知・徹底 自然体験活動・社会体験活動の充実

取組の
方向
4

健やかな体を育てる

体力を向上させ、保健指導や食育を推進します。

全小・中学校共通記録会 キッズアスレティックスの推進 「給食から学ぶ食事の力」プロジェクト

取組の
方向
5

個に応じた教育を推進する

個に応じたきめ細かな指導をし、特別支援教育を推進します。不登校を防止し、部活動を充実させます。

特別支援教室の充実 不登校対策の充実 学校と家庭の連携推進事業の充実 新設部活動の支援
部活動指導員への地域人材の活用

取組の
方向
6

グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

ふるさと北区への愛着を育む事業を推進し、命を守り、救うことのできる人材を育成します。
科学技術を社会に活かす人材を育成し、情報活用能力を伸ばします。
国際理解教育を推進し、社会の変化に対応できる力を育成します。

ふるさと北区への愛着を育む事業 防災・安全教育の充実 理科大好きプロジェクト 新聞大好きプロジェクト
国際理解教育の推進 英語が使える北区人事業 環境教育の充実 キャリア教育の充実

北区の子どもが持てる力を発揮し、安心して 学べる教育環境づくりを推進していきます。



ICTを活用した授業風景

取組の
方向
7

学校の教育力・経営力を高める

教員の指導力を向上させ、体罰の根絶を目指します。
また、教員の指導環境を充実させ、学校の経営力を強化します。

指導力向上を目指した各種研修の充実 教育アドバイザーの活用
部活動指導者の育成 校務支援システムの推進
学校評議員等による学校評価の充実 コミュニティ・スクールの推進

取組の
方向
8

安全・安心な教育環境を整備する

学校改築・リフレッシュ改修を実施し、安心して学べる環境を整備します。
教育相談体制を充実させます。

学校の改築 リフレッシュ改修工事の推進 通学路等の防犯カメラの設置 トイレの洋式化
特別教室への空調機導入 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
(仮称)教育総合センターの設置 (仮称)子どもプラザの整備

取組の
方向
9

豊かな教育環境を整備する

区立小学校の適正配置を推進し、ICT環境・地球環境に配慮した学校施設を整備します。
高校・大学との連携、企業・NPOとの連携を推進します。

区立小学校の適正配置の推進 ICTを活用した教育の充実 エコスクールの整備 駅伝交流事業
往還型教育実習 教職実践演習 大学図書館との連携

家庭や地域の大きな愛情で、北区の子どもの育ちや学びを支えていきます。

取組の方向
10

家庭の教育力の向上を支援する

子どもの読書活動の充実を図り、教育情報を発信していきます。家庭教育に関する講座等学習機会の充実を推進します。

ブックスタート ブックスタートフォローアップ 3歳児絵本プレゼント
おはなし会等の充実 子育て情報支援サービスの充実 教育広報紙「くおん」の発行
子育て応援サイトの構築・運用 PTA活動支援 家庭教育力向上プログラム
家庭教育学級



放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）

取組の方向
11

地域の教育力の向上を支援する

学校と地域の連携、人材の育成・活用を推進します。青少年団体および指導者への支援、サークル・団体活動への支援を充実させます。

地域交流活動支援 学校公開講座 学校施設の多機能化 学校施設の地域開放 学校支援ボランティア活動推進事業
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進 青少年委員活動の充実 ティーンズ・センターへの移行促進
青少年団体指導者講習会 ジュニアリーダー研修会 シニアリーダー研修会 生涯学習講座支援事業 社会教育団体への支援

北区民一人ひとりが、生涯にわたって学び続ける環境を整備します。

取組の方向
12

一人ひとりの主体的な学びを支援する

学習機会を拡充し、身近な学習の場の整備を推進します。学習情報提供および相談体制の充実を図り、区民との協働による図書館事業を推進します。

区民大学 あすか教室 ことぶき大学 高齢者の学習支援の充実 文化センターの充実
飛鳥山博物館の利用促進 子育て情報支援室保育事業 生涯学習情報提供の充実
学習相談体制の充実 区民とともに歩む図書館委員会の運営
北区図書館活動区民の会との協働による事業実施



継承者の育成支援

取組の方向
13

文化・芸術活動を振興する

ふるさと北区への愛着を深める事業を推進し、文化財の保護・活用と保存・継承を図ります。魅力的な文化・芸術活動を推進していきます。

北区の部屋事業 文化財を活用したふるさと学習事業 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 「史跡のまち・北区」のPR
継承者の育成支援 文化・スポーツ等優良児童生徒表彰 北区文化振興財団との連携 北区の文化・芸術に触れる事業の開催

子どもから大人までスポーツに親しめる環境を整備し、「トップアスリートのまち・北区」の実現を目指します。

取組の方向
14

スポーツ参加機会を拡充する

生涯を通じた健康・体力づくりを推進するために、身近なスポーツ環境を整備していきます。

北区体育協会との連携 シルバースポーツウィーク事業 スポーツ推進委員活動の充実
総合型地域スポーツクラブの設立 (仮称)赤羽体育館の建設 桐ヶ丘体育館の改築
「ランニングステーション」機能の提供
東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備



トップアスリート直伝スケート教室

取組の方向
15

スポーツ活動の充実を図る

ナショナルトレーニングセンターなど関係機関・団体との連携を推進します。また、パラリンピックへ向けた障害者スポーツの普及啓発を行います。

「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト トップアスリート直伝教室 北区スポーツコンダクター事業の充実
2020チャレンジアカデミー（フェンシング） 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業
障害者スポーツ交流イベント 障害者スポーツの理解促進事業 東京都障害者総合スポーツセンターとの連携
2020チャレンジアカデミー（車いすフェンシング）

東京都北区いじめ防止条例が制定されました

北区では、これまで「いじめゼロ」に向けて、さまざまな取組を行ってまいりました。

このたび、北区におけるいじめの未然防止、早期発見及び適切な対処、並びに再発防止のための対策について、

①基本的な理念、②区や学校、保護者、区民の責務、③いじめを防止するための組織その他必要な事項等について定めた「東京都北区いじめ防止条例」を制定しました。

(平成27年4月1日より施行となります。ただし、調査組織等に係る規定については、平成27年7月1日からの施行となります。)



前文より

全ての子どもたちは、その一人ひとりがかけがえのない存在であり、未来を担う大切な宝です。私たちは、いじめが子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす人権侵害であることを認識し、いじめが行われなくなるように全力で取り組まなければなりません。

そのためには、子どものみならず、全ての人が「いじめは絶対に許さない」という決意を持って、互いに協力しながら、それぞれの役割や責任を果たす必要があります。そして、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努めなければなりません。

いじめをなくし、子どもたちが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

基本理念

- 一 全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- 二 子どもが、いじめの問題に関する理解を深め、いじめを行わず、いじめが行われていることを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすること。
- 三 いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、互いに協力して、いじめの問題を克服することを目指して行動し、いじめその他これに類する行為のない地域社会を実現すること。

区の責務

区は、基本理念にのっとり、学校の設置者、学校、保護者、区民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等に係る施策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進します。

各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処、並びに再発防止のための対策を具体的に実施します。また、北区では、以下のとおり、区、学校及び教職員、保護者、区民の責務をそれぞれ明確に定め、いじめ防止に向けて区全体で取り組んでいきます。

学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、その学校の子どもの保護者、区、区民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、学校全体及び学校ファミリーで組織的にいじめの防止等のための対策に取り組むとともに、子どもがいじめを受けていると疑われるときは、その子どもを保護し、適切かつ迅速に対処します。

保護者の責務

- 1 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、その監護する子どもがいじめを行うことがないよう、その監護する子どもの規範意識及び豊かな情操を養うよう努めます。
- 2 保護者は、その監護する子どもがいじめを受けたときは、学校又はいじめの防止等に関する機関及び団体に迅速に相談し、適切にその子どもをいじめから保護します。
- 3 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めます。

区民の責務

- 1 区民は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に係る区の施策に協力するほか、それぞれの地域において、子どもの見守りを行うとともに、子どもとの触れ合いの機会を大切にし、連携かつ協力して子どもが安心して心豊かに成長できる環境の整備に努めます。
- 2 区民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、速やかに区、学校又はいじめの防止等に関する機関及び団体に情報を提供するよう努めます。

